

九州洋上風力関連産業ネットワーク設置要領

令和5年8月1日

(名称)

第1条 本会は、九州洋上風力関連産業ネットワーク（以下、ネットワーク）と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、主に九州地域における洋上風力関連産業の振興のため、参加者間で、情報共有・意見交換・個別事業の連携等をより円滑に実施することを目的とする。

(活動内容)

第3条 ネットワークは前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

(1) 洋上風力関連産業のサプライチェーン構築に資する情報共有・意見交換・連携

(2) セミナー、各種マッチングの開催、メールマガジンの配信等を通じた上記情報の発信・共有

(3) 会員による保有機器・設備等の情報共有（任意かつ可能な範囲での取組とする）

(4) 行政等による各種支援策の情報共有

(5) その他、前条の目的を達成するために必要な活動

(構成員)

第4条 ネットワークは、ネットワークの目的に賛同し、本設置要領の定めに同意する法人、自治体、学術機関または任意団体による会員及び事務局によって構成される。

(会員)

第5条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書に必要事項を記載して事務局に提出する。また、退会を希望する者は、事務局にその旨を連絡する。

(事務局)

第6条 ネットワークの事務局は、経済産業省 九州経済産業局 資源エネルギー環境部 資源エネルギー環境課におく。

(事務局の業務)

第7条 事務局はネットワークの活動に必要な事務を所掌し、第3条に定める各種活動を実施する。

(個人情報の取扱)

第8条 事務局が入手した個人情報については、本ネットワークの活動の範囲内でのみ使用し、本人の同意なしに第三者に開示、提供しない。

(ネットワークの運営に関する協議)

第9条 この設置要領に定めることのほか、ネットワークの運営に関する事項は、会員及び事務局にて協議の上、定める。

(活動のレビュー)

第10条 本ネットワークの活動は、発足から3年後にレビューすることとし、その後の活動・継続については業界等の状況を見つつ判断することとする。

付則

本設置要領は、令和5年8月1日から適用する。